

公務員給与改定の勧告に当たって

人事院総裁談話（平成16年 8月 6日）

1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、公務員給与の改定を勧告しました。

本年は、昭和35年に現行の勧告方式を導入して以来初めて、月例給と特別給の双方について、給与水準の改定を行わないこととした結果、6年振りに前年の水準が維持されることとなりました。

一方、本年は、地域に勤務する公務員の給与の見直しの一環として、寒冷地手当について、民間の支給状況等を考慮し、支給地域の縮小、支給額の削減等の抜本的な見直しを行うこととしました。

2 公務員には、高い士気の下で、全体の奉仕者としての強い使命感を持って働くことにより、国民に質の高い行政サービスを提供していくことが求められています。そのため、職員がやりがいを持って職務に専念できるようにするとともに、その処遇について国民の理解が得られるように、職務・職責を重視し、勤務実績をよりの確に給与に反映させる仕組みを検討いたします。また、地域による民間賃金の差を公務員給与に適正に反映させる仕組みについても、見直しの具体的な方向を提起し、制度の抜本的な見直しに着手しました。

3 現在進められている公務員制度改革については、実効性のある改革が国民や関係者の理解を得て実現されるよう、今後も適宜必要な意見を表明するとともに必要な協力を行っていきたいと考えています。

このほか、行政をめぐる諸情勢の変化に適時適切に対応すべき課題についても積極的に取り組むこととしています。

4 本年は、寒冷地手当について厳しい内容の勧告となりましたが、公務員の給与を人事院勧告により決定することは、国民から支持される適正な給与水準を保障し、全国津々浦々で国民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、行政運営の安定に寄与するものと確信します。

公務員諸君においては、改めて、自己の使命を再確認し、厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、効率的な業務遂行と行政サービスの向上に努め、国民の公務に寄せる期待と要請にこたえるよう、一層職務に精励されることを要望します。

国民各位におかれては、人事院が行う勧告の意義と公務員が行政各部においてそれぞれの職務を通じ、国民生活を支えている実情について深いご理解をいただきたいと思います。